

第 14 号

障害のある人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例の制定について

障害のある人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

熊本県知事 木村 敬

障害のある人も共に生きる熊本づくり条例等の一部を改正する条例

(障害のある人も共に生きる熊本づくり条例の一部改正)

第 1 条 障害のある人も共に生きる熊本づくり条例(平成 23 年熊本県条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「同条第 18 項」を「同条第 19 項」に、「同条第 17 項」を「同条第 18 項」に改める。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

第 161 条の 9 中「第 42 条まで」の次に「、第 43 条の 2」を加える。

第 209 条第 1 項中「第 159 条の 4」の次に「、第 161 条の 9」を加える。

(熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 78 号)の一部を次のように改正する。

第 60 条の 8 中「第 32 条の 2」を「第 32 条の 3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。